

「年金裁判」に勝利し
年金制度をよくする京都の会ニュース

発行
年金制度をよくする京都の会事務局
2021. 4. 17 第46号

〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4ノ13 京都教育会館別館内 ☎075-761-3213 (部

～大阪地裁（山地修裁判長）が原告の訴えを棄却（不当判決）～

国の裁量権を広く認める従来の判断を踏襲！

「特に女性の年金が低い」と認めながら「著しい不合理はない」と判断！

4月15日大阪地裁で、年金引き下げ違憲訴訟京都事案の判決が出された。わずか30秒、「原告らの請求をいずれも棄却する。」「訴訟費用は原告らの負担とする。」との判決を言い渡しました。

コロナ禍の下、約80人の原告・支援者が裁判所に詰めかけたが、味も素っ気もなかった。怒りで一杯の原告・支援者は、近くのAP淀屋橋で「報告集会」を開き、弁護士から判決内容の概要を聞き、楠晤原告団事務局長から「控訴」して闘う決意の表明を受け、団結して頑張る決意を新たにしました。

この報告集会に、毎日新聞・毎日放送、しんぶん赤旗、京都民報らの記者が来場されました。



2021年4月15日
判決を前に裁判所に入る原告・支援者



2021年4月15日
大阪地裁判決報告集会（76名参加）

4. 17大阪地裁判決（京都事案）報告集会次第

14時00分	司会あいさつ	川口博之京都の会事務局（全厚生労組）
14時05分	あいさつ	梶川憲京都の会代表（京都総評議長）
14時15分	大阪地裁判決の概要 高裁での闘いの展望	高木野衣京都弁護士事務局長 森川明京都弁護士 井関佳法弁護士
15時00分	休憩	
15時10分	原告の決意表明 （声明文の内容説明を含む）	楠晤原告団・事務局長
15時20分	質疑応答・会場からの訴え	
15時40分	閉会あいさつ	山本和夫原告団・団長代行

若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度の構築を！

～判決内容の概要（要旨）～ 谷 文彰弁護士

- (1) 国側の主張に立って「裁量権」を認め、社会権規約については「宣言」に過ぎないとした。
平成12～14年に据え置いた措置は「特例であり、いずれ引き下げるようになっていたと強調。
「下げなかった年金額は解消することが法律で予定されていた」という言葉が随所にてでくる。
国の裁量権、著しい不合理や濫用になる場合以外は裁量が認められているとした。非常に広い裁量を認めた判決。
結論は、特例での高い年金の解消と世代間の公平を確保しなければならないとしている。
- (2) 世代間公平論
据え置いた年金を継続して払うことで、年金財政に影響を与え世代間の公平が損なわれるとした。社会保障などの国の財政を無視することはできない。年金行政は高度の専門知識が求められるとして、広い裁量権を与えている。
- (3) 高齢者の生活実態に触れ、特に女性高齢者の生活がきびしい現実にあると言及
原告が証言した日々の生活、不安などについても言及し、4分の1は生活保護基準以下で生活されている。しかし、広い「裁量権」で著しい不合理とは言えないとしている。
- (4) 年金削減のプロセスと引き下げの検討過程に問題
◎立法過程での国の判断の齟齬について原告の主張を一部認める！
先日、生存権裁判で引き下げは無効とする判決がでました。生活保護を引き下げる検討過程で問題があったとされました。私たちも年金引き下げについての検討過程に問題があったと主張していたが、判決で原告の主張を一部認めた。
厚労省は年金財政の影響が7兆円あるとしていたが、金額の算定過程で「年齢によって金額に差があるのに、一番差が大きいところだけで計算して7兆円とした。（※法律の審議過程でも7兆円）誤った金額の説明がされていないのに敗訴したのは、判決が「厚労省がことさら誤った説明をした」までとは言えないとしたからです。
- (5) 全国の裁判でも検討過程についてきちんと説明をする作業がすすめられている！
北海道事案（高裁）で、香取照幸元厚生労働省年金局長（官僚）を証人として呼ぶことになった。引き続き高等裁判所に控訴したうえで闘っていきたいと思います。

～今後の闘いの方向（要旨）～ 森川明弁護士

- (1) 味も素っ気もない判決とはなっていない！
今後の闘いの方向について、谷弁護士が少し報告しました。年金裁判は24件目で24連敗という残念な結果となっていますが、今回の判決は味も素っ気もないことはない。官僚的に切り捨てた判決とは少し違う。原告の証言にもふれ生活実態はわかったとした。そんな判決はあまりありません。
- (2) 堀木訴訟の壁を打ち崩せなかった！
堀木訴訟の判断（著しい不合理・裁量権の濫用）の壁を打ち崩すことはできなかったが、生存権裁判でも立法過程での判断が間違っているとされた。年金裁判でも、抽象的には立法過程判断について主張してきたが、高裁ではこのことを主張していくことになる。
- (3) 高裁での立法過程をめぐる闘い（北海道事案・奈良事案）
谷弁護士も触れられたが、北海道事案で元年金局長を証人として呼びます。奈良事案でも、裁判官が被告対し、立法過程について認否を明らかにしてほしいと言っている。
立法過程での審議や国民への説明は間違っていなかったのか、判断の資料は良かったのか、7兆円問題はどうか、これらを突破口として高裁で裁判官の勇氣ある判決を引き出させたい。
- (4) 学生の障害年金裁判にもかかわってきたが日常的な運動が大切
学生の障害年金訴訟でも、最初は負けていたが最終的に勝つことができ、後日「法整備」された。裁判に勝つだけでなく、年金者組合の日常的な運動も大切。法廷で闘うだけでなく、年金改善の運動を若い人、現役労働者と連携していくことが必要です。
どんな判決を勝ちとるのか。裁判所がどのような判断を下すのかは、非常に大きな影響を持ちます。それは学生の障害者年金の比ではありません。負けてはいけません。勝つために最後まで頑張り、いまの政治を追いつめましょう。まだ続きますが、がんばっていきましょう。

～連帯と激励～ 梶川憲京都総評議長

京都総評の梶川です。今日は、毎回参加している吉岡副議長と一緒に参加しました。大変悔しい思いを共有しております。しかし負けて勝つという闘いを始めたいと思います。一つは裁判で勝つという、その手がかりを得ました。

その当時の審議は、丸めて1日か2日だったのではなかったか。あっという間に国会で決める。そのもとで、どんな影響が出るのか、どんな事態になるのかということについて選ぶこと

すら許されないスピード審議だったじゃないですか。そこで担当者がどんなことを考え、どんなプロセスを選ぼうとしていたのか、国会で明らかにならなかったこと、裁判の中で徹底的に明らかにしようではありませんか。その当時の年金局長が出てくる。我々も一緒に闘いたいと思います。

負けて勝つという点で言えば、今年は必ず選挙があります。年金から始まって、生活保護そして医療費でしょう。まあ社会保障と言われるものについてことごとくです。こんな政治を、ここで変えるということによって、いままでひどい政治を続けてきたものをここで止める。我々がやろうではありませんか。それは、今回の年金裁判で皆さんが立ち上がっていただいて、これだけの回数、重ねられた発言をもう一度読ませていただきたいと思います。

私も最低生計費の調査、皆様と一緒にやらせていただきました。普通に暮らそうと思ったら、時給で1600円いるところから、子育て最後の50歳台だったら月々70万円ぐらいいいという姿を描いてきました。到底たらない話です。そこに現れてくる数字だと思うわけです。そうゆう一つ一つの実態を可視化をして、あきらめずに闘おう言う声を上げることが、今、連帯を生むし、そしてやっぱり政治の責任は大きいという声になるのではないのでしょうか。今、コロナ禍のもとで、新しい動きが、流れが確実に生まれたと思います。

あらためて、政治が私たちの命と暮らしを肝どころでにぎっている。ならば、その政治を主権者が変えてでも、私たち自身、暮らしとそして行く末をしっかりとつくるその闘いに、健康には十分注意しながら、力を合わせて前に行こうではありませんか。そのために負けて勝つというスタートにする私どもの連帯というか一緒に闘う決意を述べさせていただきます。



梶川 京都総評議長

～閉会のあいさつ～ 中川美智子原告団副団長～



中川原告団・副団長

私は、この裁判運動というのはどれだけ運動を拡げていくということが、大変大事だということで、今の年金制度をどれだけ多くの人たちに知っていただくかの思いで始めたので、今日の判決で、がっかりしているわけではありません。全国の裁判運動の中で、5000人を超える原告がつくれたということが一番うれしくて、本当に大きな力になったなあと思います。

年金のことを何も知らなければ、みんなにしゃべることができません。街頭宣伝して、たまに、500玉を3～4人からいただくこともあり、その人たちの期待に応えていけないと思って、身を引き締めて運動をすすめてきました。

私は、証言もさせていただいたのですが、私の人生を77年間分振り返り、陳述書を書きながら涙が出てきました。昭和の人間というのは、赤旗を立てて、ストライキをして頑張って、差別されても頑張ってきたんですね。それを証言したとき、本当に自分の人生、まあ、終わりに近づいていますが、良かったと思っています。

女性の年金は、厳しいものがあるということを、裁判官が判決文の中に書かれていると聞きましたが、女性が頑張られたとおもっています。厳しい話とか全部ドラマがあるんです。

皆さん、傍聴に来られた方や証言はされなかった方もみんな同じ思いで闘ってきたと思うんです。

この力を、ここでやめるのではなくて控訴して高裁に行って、最高裁。最後まで年金問題を、全国の高齢者、若い人に広げていきたいと思っています。

～府本部報告～ 楠原原告団事務局長～

コロナ禍の激しい中にもかかわらず、たくさんご参加くださり、初めにお礼申し上げます。ありがとうございます。

裁判の判決の結果には怒りを禁じえません。

しかし皆さん、全国の仲間と私たちが裁判を闘ってきた結果、今日まで、何を勝ち取ってきたでしょうか。

2015年から今日まで、それまでは全くと言ってよいほど、年金問題に関心を寄せていなかったマスコミが、年金受給者の暮らしの実態を取り上げる企画やキャンペーンを始め、全日本年金者組合の事務所を取材しテレビに写すほど世論が広がりました。

私たちの訴えや叫びが広がり浸透し つつあるのではないのでしょうか。

また、ただいま弁護士方が報告された、本日の判決内容の報告で、今日で24連敗となったわけですが、今までの23連敗とは違った前進というか、前向きな灰色部分・表現を勝ち取ったという私たち自身の闘いの前進がみられるのではないのでしょうか。

では、その他に何が明らかになり広がったのでしょうか。

一つは、今日の年金ではとても生活できないこと。二つには、女性の低年金や無年金のひどさ・多さの実態、このことは今日の判決にも記されました。三つには、低年金のために働き続けなくてはならない高齢者が増加していること。四つには、年金問題が現役世代・若者の関心が高まっていること。

最後に、安心してらせる年金制度を実現する道があること。等が明らかになったことです。私たちがこれらのことに確信をもって、大きく広く訴え、宣伝することによって、裁判闘争に勝利できる道を切り拓くことはまちがいありません。

一方で現実の年金の実態はどうでしょうか。

年金は、裁判を提訴した時点でも、国民の最低限度の生活を保障するものではありませんでしたが、提訴して5年間の間にも、さらに状況は悪化してきました。

特例水準の解消（2012年）から、2019年までの7年間で、物価は5.3%上がったにもかかわらず、「特例水準」を含めて年金受給額自体が0.8%さがり、実質価値が6.1%も下がりました。加えて、厚労省は2020年にもマクロ経済スライドを導入して、実質価値を0.3%下げればかりか、年金受給開始年齢を75歳にする検討をしており、現実には今年度は0.1%下げる決定までしました。国は、国民の意見を踏まえた年金制度を作る気持ちは全く持っていません。

年金制度はすでに崩壊し始めているといっても過言ではありません。現役世代においては、将来受給する年金に対して大きな不安をかかえているでしょう。

私たちは、今日の裁判の結果は結果として、控訴審を闘うことになります。全力尽くして闘い抜き勝利しなくてはなりません。若い人も高齢者も安心してらせる年金制度にすることは、私たち年金



不当判決を知らせる
山本原告団・団長代行

者組合の仕事、やるべきことであると確信します。ご一緒に闘い抜こうではありませんか！私も力及ばずながらも先頭に立って闘う決意を表明し報告を終わります。

なお、これから控訴審を闘うことになります。本日現在弁護団への委任状は95人から寄せられ、最終的には100人くらいにはなでしよう。控訴審を闘う方針は、学習会、署名運動、宣伝活動などおって改めてご報告します。



報告する楠原告団・事務局長

私たちは控訴してたたかいます！ご支援よろしくお願いします！